

子ども・子育て支援新制度

平成26年8月1日発行

子育て推進課

☎229-3390 FAX 229-3334

平成27年4月から新制度がスタート予定

一人一人の子どもが健やかに成長することができ、社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律)が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制

度」がスタートする予定です。

新制度は、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。また、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心となって行います。

利用手続きが変わります

新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育所などを利用する際の手続きが変わります。

幼稚園(新制度に移行する園)や保育所などの利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

■認定区分の種類

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定	満3歳以上で就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園*、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。公立幼稚園は新制度に移行します。

■保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によって更に「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

- 保育標準時間…フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
- 保育短時間…パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

■認定の申請手続き

具体的な内容については、現在検討を進めています。詳しい内容は、今後、順次お知らせします。



利用できる施設

施設・事業(対象児童)	内容など	利用時間	利用できる保護者
幼稚園(満3歳～5歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるため、遊びを中心とした幼児期の教育を行う学校	昼過ぎくらいまでの教育時間(おおむね4時間)のほか、園により教育時間の前後や休業中の教育活動(預かり保育)などを実施	制限なし
保育所(0歳～5歳児)	就労などのため家庭で保育できない乳幼児を保護者に代わって保育を行う施設	夕方までの保育(原則8時間、最大11時間)のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯など、家庭で保育できない保護者
認定こども園(0歳～5歳児)	幼稚園と保育所の機能、特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	昼過ぎくらいまでの教育時間のほか園により預かり保育などを実施(満3歳児以上) 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	制限なし 共働き世帯など、家庭で保育できない保護者
地域型保育(0歳～2歳児)	19人以下の少人数の単位で子どもを預かる事業	保育所と同様	共働き世帯など、家庭で保育できない保護者
小規模保育	定員19人以下の小規模な環境で保育を行う		
家庭的保育	5人以下の少人数を対象に、家庭的な雰囲気の下で保育を行う		
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと一緒に地域の子どもに保育を行う		
住宅訪問型保育	個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う		

※平成26年8月1日現在、津市内で新制度に参入する地域型保育は未定です。